

## 風しんが流行 先天性風しん症候群も発生

平成24年から全国的に風しん患者の発生が増加しており、平成24年の発生件数は、2,353件（暫定値）と、過去5年間で最も多い報告数となりました。

風しんの流行と先天性風しん症候群の発生を防ぐために、今まで風しんにかかったことがなく予防接種を受けていない方は、できるだけ早く予防接種を受けましょう。

### 【風しんとは】

風しんウイルスがくしゃみやせきなどで飛び散り感染する、「三日はしか」とも呼ばれる感染症です。潜伏期間は2～3週間で、発症すると発熱、発しん、目の充血、耳の後ろや首のリンパ節のはれなどの症状が出ます。発熱、発しんなどは3日程度で治まりますが、発しんが出る2～3日前から、発しんが出たあとの5日間くらいまでの期間は、感染力があると考えられています。

### 【定期予防接種】

#### ■麻しん風しん

- 第1期＝1歳～2歳未満
- 第2期＝小学校就学前の1年間（幼稚園などの年長児）

### 【先天性風しん症候群とは】

妊娠初期の妊婦さんが風しんにかかると、風しんウイルスが胎盤を介して胎児に感染し、新生児が白内障、先天性の心臓病、難聴などの病気（先天性風しん症候群）にかかって生まれてくることがあります。

### 【風しん予防のポイント】

1. せきエチケットや手洗いを心がけましょう。
2. 風しんには特効薬がないため、予防接種を受けることが大切です。
3. これから妊娠の可能性がある方やそのご家族など、風しんにかかったことがなく、予防接種を受けていない場合は、かかりつけ医への相談をおすすめします。

- 問合せ 福祉保健課健康増進係  
(☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

## 医療機関での子宮がん・乳がん検診

今年度も、医療機関での子宮がん検診（頸部がん検診・体部がん検診）・乳がん検診を実施しますが、今年度から検診内容や自己負担額が変わりますのでご確認ください。

受診を希望される方は、自己負担額分をご持参の上、福祉保健課健康増進係までお申し込みください。受診に必要な受診票をお渡しします。

	検診の種類	対象者	自己負担額
子宮がん検診	子宮頸部がん検診	今年度 20歳以上となる女性	1,500円
	子宮体部がん検診	子宮頸部がん検診を受診された方で、不正出血など症状のある方など	1,000円 (病院で支払い)
乳がん検診	視触診	今年度 30～39歳となる女性	1,000円
	視触診・マンモグラフィ併用検診(一方向)	今年度 40～49歳となる女性	3,000円
	視触診・マンモグラフィ併用検診(二方向)	今年度 50歳以上となる女性	2,500円

※昨年度、乳がん検診（視触診・マンモグラフィ併用検診）を受診された方は対象外となります。

福祉保健課健康増進係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

## 児童手当現況届のお願い

現在、中学校3年生までの児童を養育されている方は、6月に児童手当現況届の手続きが必要となります。

この届け出により、引き続き児童手当の受給要件を満たしているかどうかの確認と、所得制限に該当する世帯かどうかについての確認を行い、所得制限の対象となる世帯については、年齢区分に関係なく中学生までの児童一人につき一律5,000円の支給額となります。（前年6月の現況届で所得制限に該当していた受給者が、今回の現況届で所得制限非該当となった場合は通常の児童手当の支給額となります）

なお、この届け出をされない場合、受給資格があっても6月以降の児童手当を受けられなくなりますのでご注意ください。

年齢区分	支給額(月額)
0歳～3歳未満	15,000円(一律)
3歳～小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	10,000円(一律)
所得制限以上の世帯	5,000円(一律)

- 届出期限 6月3日(月)～28日(金)
- 対象者 現在、中学校3年生までの児童を養育されている方
- 持参する物 印鑑・対象児童と父母の健康被保険証（コピー可）

※受給される方と対象となる児童の住所が異なる場合、児童が属する世帯全員の住民票が必要となります。平成25年1月2日以降に他市町村から転入された方は、前住所地の所得証明が必要となります

福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

## 7月1日から

## パスポートの申請・受け取りがより便利に

本町に住所のある方のパスポートの申請受け付けや交付は、現在は北海道(オホーツク総合振興局)が旅券移動窓口を北見市役所内に開設して行っていますが、事務の権限移譲により、7月1日(月)からは北見市戸籍住民課の窓口を利用することになります。

これにより、パスポートの発給申請や受け取りの取り扱い時間が次のとおり拡大されます。

○本町に住所のある方は、北見市役所戸籍住民課でのみ申請、受け取りができます。北見市の各総合支所、支所、出張所では取り扱いできませんのでご注意ください。

- 申請に必要な書類、手数料などは、これまでと変更ありません。
- 「一般旅券発給申請書」は、役場町民課でも用意しています。
- 旅券を受け取る際に手数料として必要な「収入印紙」「北海道証紙」は、北見市役所戸籍住民課でも取り扱います。
- 北海道による北見市役所での旅券移動窓口は6月末で廃止となります。7月1日(月)からは、「緊急渡航」など限られた場合を除き、原則として北海道の旅券窓口では申請、受け取りができません。ただし、学生や単身赴任などの理由により道内の他市町村に居住している方は、北海道の各総合振興局・北海道パスポートセンターで申請、受け取りができる場合もあります。事前に北海道の旅券窓口にご相談ください。

○問合せ 町民課戸籍年金係 (☎ 47-2203 役場1階 窓口1番)